

決議第3号

ガザ地区における人命保護と紛争の即時停戦及び和平を求める決議

イスラエルとパレスチナのイスラム組織ハマスとの軍事衝突は、パレスチナ自治区ガザ地区において、深刻な人道危機をもたらしている。この戦闘行為では、子どもを含む多数の尊い命が奪われ、市街地に甚大な被害をもたらし、食糧や水、医療品、燃料等の調達が停滞し、さらに、今もなお人質となった多数の人々の解放が実現せず、長引く戦闘に伴う現地の状況は深刻さを増している。

こうした事態を受け、昨年12月、国連総会は緊急特別会合を開き、即時の人道的停戦と国際法に基づく民間人の保護などを求める決議を、我が国を含む153カ国の賛成により採択した。一般市民の危機的状況を改善しなければならないとの国際社会の意思が示されたところである。

国際人道法及び国際人権法によれば、無差別攻撃は禁止されている。特に、子どもや医療従事者を保護するための特別な規定も存在している。

ガザに暮らす罪のない多くの民間人が犠牲になっていることは、これら国際法に違反するものであり看過できない。

また、本市議会は、令和4年3月8日にロシアによるウクライナ侵攻に抗議する決議を行っており、世界のいずれの地域における紛争を含む戦闘行為については、国際社会の平和と秩序を脅かす暴挙であり、断じて容認できるものではない。

そのことも踏まえ、本市議会は、ガザ地区における一刻も早い事態の鎮静化と人道的状況の回復、恒久平和に向けた即時停戦が実現することを強く求める。

以上、決議する。

令和6年7月8日

延岡市議会